

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	牟岐町

牟岐町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 牟岐町 産業課
所在地 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4
電話番号 0884-72-3419
FAX番号 0884-72-2716
メールアドレス mugisangyou@mugi.i-tokushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	徳島県 牟岐町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積(a)	金額(万円)
イノシシ	水稲	49.1	45.6
	野菜、果樹	—	—
サル	水稲	73.5	68.2
	野菜、果樹	0.4	4
ニホンジカ	水稲	21	19.5
	野菜、果樹	—	—
タヌキ、ハクビシン	水稲	—	—
	野菜・豆類	—	—

(2) 被害の傾向

<p>本町では有害鳥獣の捕獲と田畑の防護の複合的な対策により、野生鳥獣による農作物等の被害は減少しているが、依然として被害が継続している。</p> <p>①イノシシ イノシシによる被害区域は、牟岐町全域に広がっている。特に水稲、穀物類に被害が集中している。山間部のみならず、平野部や住宅地に出没する場合もあり、人的被害が発生する危険が高い。対策を実施した圃場においては被害減少傾向にあるが、対策を実施していない圃場には、依然被害が発生している。</p> <p>②サル サルによる被害は、年間を通じて発生している。被害区域は牟岐町全域に広がっており、一部の地域において群れでの出現が増大するとともに、被害金額が算出しにくい産直用や自家用野菜、果樹などに被害が拡大しており、生産意欲を大きく減退させている。また、近年、住宅地へ出没するなど、人への危害が懸念される。</p> <p>③ニホンジカ ニホンジカによる被害は、年間を通じて発生している。水稲、ブロッコリー、菜の花、ゆずなど収穫時期や成長に合わせて被害作物は多岐にわた</p>
--

り拡大している。
 ④タヌキ、ハクビシン
 タヌキやハクビシンによる被害は、年間を通じて発生している。自家用野菜を中心に被害が拡大しており、生産意欲を大きく減退させている。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害面積 (a)	イノシシ	49.1	41.7
	サル	73.9	62.8
	ニホンジカ	21	17.9
被害金額 (万円)	イノシシ	45.6	38.8
	サル	72.2	61.4
	ニホンジカ	19.5	16.6

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>町の所有する捕獲檻の貸出や牟岐町猟友会による有害鳥獣の捕獲を実施している。</p> <p>サル、ニホンジカ、イノシシの捕獲に対し報奨金制度を導入し、集落や農地に繰り返し出没する個体の捕獲を積極的に実施している。</p> <p>捕獲手段に関しては、町内全域において、銃器・わなを用いて行っている。</p> <p>捕獲鳥獣の処理については、町内に処理加工施設を整備し、搬入するよう取組んでいる。</p>	<p>猟友会員の高齢化が顕著なため、活動範囲の縮小と捕獲計画の達成が懸念される。</p> <p>また、報奨金制度は、町の財政的負担が大きい。</p> <p>さらに、鳥獣の行動域が隣接市町村にまたがっているため、周辺市町村との情報交換・一斉捕獲等の実施など連携を図り対応していくことも急務な課題となっている。</p> <p>また、処理加工したジビエ肉が余らないよう消費を拡大し、安定的に販売できる体制を整えることが課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>ほぼ全域において、金網柵、ネット柵、電気柵、トタン柵等を設置している。</p>	<p>侵入防止柵の設置は高齢者が多い地域においては労力負担が大きく、継続的かつ効果的な設置が困難になりつつある。</p>

生息環境管理その他の取組	有害鳥獣の習性や被害防止技術の研修会を集落単位で実施し、住民自らによる追い払い活動を支援する。	研修会では、より関心を高める新たな取組が必要である。
--------------	---	----------------------------

(5) 今後の取組方針

鳥獣の捕獲計画を達成するため、地域が主体となった被害防除や駆除等を行う猟友会員の育成など普及啓発を図りながら、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けての体制整備を行っていく。

イノシシ、ニホンジカについては、猟友会による有害捕獲及び個体数調整で生息密度を低下させる。積極的な捕獲が行われているが、年度により捕獲頭数の増減があるため、さらに捕獲の担い手確保に努力していく。また、捕獲鳥獣の一部は、処理加工施設に搬入し、地域資源として有効活用する。さらに、処理加工施設の安定した経営体制を確立するために、ジビエ肉の消費拡大と、安定した供給体制の確立を目指す。

サルについては、大型捕獲檻を活用した捕獲を行うとともに鳥獣被害対策に取り組む「被害ゼロ集落」のモデル育成委託業務を活用し、住民の方を対象に講習会を行い、集落環境整備（放任果樹の撤去、耕作放棄地の解消等）を実施する。

タヌキ、ハクビシンについては、捕獲檻を設置し被害の軽減を図る。

鳥獣被害防止対策協議会、地元猟友会、地元農家と連携を図り、地域の現状・要望を把握しつつ、鳥獣被害防止対策を円滑に実施するとともに、徳島県を通じて近接地域との連携も図ることで、総合的な対策を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会と委託契約等を結び有害鳥獣捕獲・個体数調整を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、サル、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ	狩猟免許取得の促進 被害情報、目撃情報の情報共有
令和9年度	〃	〃
令和10年度	〃	〃

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県が策定している適正管理計画および直近3か年の捕獲実績を参考に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	60	60	55
サル	35	35	30
ニホンジカ	200	200	200
ハクビシン	15	15	15
タヌキ	10	10	10

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ、サル、ニホンジカについては、引き続き報奨金制度を維持し、捕獲を円滑に進める。</p> <p>サルについては、大型捕獲檻を活用した捕獲を行うとともに、追い払いや一斉捕獲を講じる。</p> <p>年間を通して被害が発生しているので、有害駆除による年間を通じた捕獲を進める。また、猟友会員の増加を図り、猟期中においては、狩猟圧を高めるよう努める。</p> <p>引き続き捕獲檻の導入・設置による捕獲やくくりわなの研修など捕獲技術の向上に努める。</p> <p>タヌキ、ハクビシンは、地元猟友会と連携を図り、捕獲に努める。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は、イノシシ、ニホンシカといった大型獣の捕獲に効果的であるため、バックストップがある場合等、危険性がない場合に限り使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項
 (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、サル、ニホンジカ			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、サル、ニホンジカ	侵入防止柵の効果を維持するため、破損箇所の補修を行うなど管理していく。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、サル、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン	地域において、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体的、自主的に緩衝帯の整備、追い払い活動が行なえるような体制整備の確立を目指す。 また、放任果樹伐採など耕作放棄地を解消し、獣害を集落に寄せ付けない環境作りを支援する。
令和9年度	〃	〃
令和10年度	〃	〃

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
牟岐町	有害鳥獣捕獲の許可、情報収集・提供
牟岐町猟友会	狩猟・有害鳥獣捕獲の実施
牟岐警察署	情報提供・助言・指導
鳥獣保護管理員	有害鳥獣に関する助言・指導
徳島県美波農林事務所	牟岐町との調整等・情報提供・助言・指導
徳島県阿南農林事務所	牟岐町との調整等・情報提供・助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制

住民等からの目撃情報 → 牟岐町産業課



【庁内】

- ・ 防災担当課（各種対応）
- ・ 教育委員会（学校等への連絡）

【庁外】

- ・ 牟岐町猟友会
- ・ 牟岐警察署
- ・ 鳥獣保護管理員
- ・ 徳島県美波農林事務所
- ・ 徳島県阿南農林事務所

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲現場での埋設を基本とするが付近に埋設場所がない場合は、捕獲者自らの土地へ運搬し埋設処理する。

イノシシ、ニホンジカの一部は、捕獲後速やかに処理加工施設で解体され、解体残渣は徳島市において産廃処理を行う。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	徳島県が定める「阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン」に則り、衛生的に解体処理を行っている。食肉は冷凍販売を中心としつつ、加工品製造による販売拡大を目指す。処理加工施設では、年間120頭のイノシシ及びニホンジカを食肉加工することを目標とする。
ペットフード	食肉販売を中心とするが、ジビエ肉の一部は、犬および猫用のペットフードとして販売し、消費拡大を目指す。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

処理頭数については、施設の利用計画に基づき、シカ72頭／年、イノシシ48頭／年とする。

施設の管理運営については、牟岐町ジビエ処理加工施設管理運営要綱に基づき、事業主体である牟岐町猟友会が管理運営業務を委託する事業者が運営、維持管理を行う。

食品の安全性については、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行い、徳島県が定める「阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン」に則り、処理加工をする。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工及び衛生管理の講習会や勉強会を実施して、食肉加工の質の向上に努める。また、処理加工の技術の向上により、解体残渣の減少を目指すことで、地域資源の有効利用ができるようにする。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	牟岐町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
牟岐町	鳥獣被害対策事業の実施・検討 鳥獣被害対策の普及・啓発
徳島県農業協同組合 海部営農経済センター	鳥獣被害実態調査、被害状況等情報提供
牟岐町農業委員会	鳥獣被害対策の普及・啓発、情報提供
牟岐町猟友会	有害捕獲・個体数調整及び鳥獣被害実態調査

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
徳島県美波農林事務所 徳島県阿南農林事務所	海部郡内の鳥獣被害対策への助言及び支援

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

牟岐町(町長が指名した職員)で鳥獣被害対策実施隊を結成し、捕獲や防護柵の設置のほか、被害対策への取り組みを進める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村と連携を図り、鳥獣の生息状況や被害状況の把握に努め、鳥獣被害防止に関する効果的な対策等について情報交換を行う。

また、農業者を対象にした鳥獣被害防止の講演会の開催や専門家を招いた現地指導等の充実を図り、集落ぐるみで鳥獣被害対策の啓蒙に努める。